



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health Labour and Welfare

資料1 - 3

規制改革推進会議 医療・介護WG資料

# Society5.0に向けた 医療の実現について

平成29年10月2日

厚生労働省

# 1 . 遠隔診療について

# 情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について

## 基本的考え方

診療は、医師又は歯科医師と患者が直接対面して行われることが基本。

遠隔診療は、あくまで直接の対面診療の補完であるが、直接の対面診療に代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合、遠隔診療は直ちに医師法第20条等に抵触しない。

<参考> 医師法（昭和23年法律第201号）第20条

医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後24時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

## 平成9年局長通知の留意事項（一部）

初診及び急性期の疾患に対しては、原則として直接の対面診療によること。

直接の対面診療を行うことができる場合等には、これによること。

上記にかかわらず、次に掲げる場合において、患者側の要請に基づき、患者側の利点を十分に勘案した上で、直接の対面診療と適切に組み合わせて行われるときは、遠隔診療によっても差し支えないこと。

直接の対面診療を行うことが困難である場合（例えば、離島、へき地の患者の場合など、遠隔診療によらなければ当面必要な診療を行うことが困難な場合）

病状が安定している患者（長期に診療してきた慢性期患者など）に対し、患者の病状急変時等の連絡・対応体制を確保し、患者の療養環境の向上が認められる遠隔診療を実施する場合（例えば、別表の患者の場合）

## 平成27年事務連絡における明確化事項

の「離島、へき地の患者の場合」は例示であること。

の「別表の患者の場合」は例示であること。

遠隔医療は、直接の対面診療を行った上で行わなければならないものではないこと。

# 情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について

## 平成29年局長通知における明確化事項

保険者が実施する禁煙外来については、定期的な健康診断・健康診査が行われていることを確認し、患者側の要請に基づき、患者側の利益と不利益を十分に勘案した上で、医師の判断により、直接の対面診療の必要性については柔軟に取り扱っても直ちに医師法第20条等に抵触するものではないこと。

患者側の理由により診療が中断し、結果として遠隔診療のみで診療が実施された場合には、直接の対面診療が行われなくとも直ちに医師法第20条等に抵触するものではないこと。

当事者が医師及び患者本人であることが確認できる限り、テレビ電話や、電子メール、ソーシャルネットワーキングサービス等の情報通信機器を組み合わせた遠隔診療についても、直接の対面診療に代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、直ちに医師法第20条等に抵触するものではないこと。

## 平成9年局長通知により遠隔診療の例として示しているもの

遠隔診療の対象	内容
在宅酸素療法を行っている患者	在宅酸素療法を行っている患者に対して、テレビ電話等情報通信機器を通して、心電図、血圧、脈拍、呼吸数等の観察を行い、在宅酸素療法に関する継続的助言・指導を行うこと。
在宅難病患者	在宅難病患者に対して、テレビ電話等情報通信機器を通して、心電図、血圧、脈拍、呼吸数等の観察を行い、難病の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅糖尿病患者	在宅糖尿病患者に対して、テレビ電話等情報通信機器を通して、血糖値等の観察を行い、糖尿病の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅喘息患者	在宅喘息患者に対して、テレビ電話等情報通信機器を通して、呼吸機能等の観察を行い、喘息の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅高血圧患者	在宅高血圧患者に対して、テレビ電話等情報通信機器を通して、血圧、脈拍等の観察を行い、高血圧の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅アトピー性皮膚炎患者	在宅アトピー性皮膚炎患者に対して、テレビ電話等情報通信機器を通して、アトピー性皮膚炎等の観察を行い、アトピー性皮膚炎の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
褥瘡のある在宅療養患者	在宅療養患者に対して、テレビ電話等情報通信機器を通して、褥瘡等の観察を行い、褥瘡の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅脳血管障害療養患者	在宅脳血管障害療養患者に対して、テレビ電話等情報通信機器を通して、運動機能、血圧、脈拍等の観察を行い、脳血管障害の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅がん患者	在宅がん患者に対して、テレビ電話等情報通信機器を通して、血圧、脈拍、呼吸数等の観察を行い、がんの療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。

## 遠隔診療：かかりつけ医による効率的な医療の提供

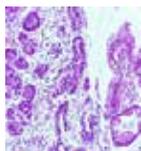
最新の技術進歩を取り入れることで、**医療の質や生産性が向上するよう、診療報酬上の評価**を行っていく。  
例えば、対面診療と適切に組み合わせて提供することで、**かかりつけ医による日常的な健康指導や疾病管理が飛躍的に向上**。慢性疾患の重症化予防等の領域で活用。

画像の質の向上等の技術進歩

### 診療報酬における評価

#### 〔医師対医師〕

例) 遠隔画像診断・遠隔病理診断



#### 〔医師対患者〕

例) 心臓ペースメーカー等の遠隔モニタリング

更なる技術革新  
提供サービスの多様化

2018(平成30)年度改定に向けて、**診療報酬上の評価**。

- (例)
- ・オンライン診察を組み合わせた糖尿病等の生活習慣病患者の効果的な指導・管理
  - ・血圧、血糖等の遠隔モニタリングを活用した、早期の重症化予防

さらに有効性・安全性等に関する知見を集積し、2020(平成32)年度以降の改定でも更に反映。

### 〔解像度の向上〕



### 〔データ転送速度の向上〕



## 介護ロボット：厚労省が現場とともに「受け身」から「攻め」の開発へ転換

現場主導の開発と普及の加速化により、**利用者の生活の質の維持・向上**と**介護者の負担軽減**を実現する。

### 厚労省

〔ロボット開発の司令塔〕  
現場ニーズの蓄積・  
開発のコーディネート

### 【現場主導の開発への転換】

#### 利用者・介護者双方の視点で開発スタート

- 企業・現場関係者が協議する10の開発プロジェクト

#### 企業主導から現場主導の開発へ転換

- 現場ニーズと開発シーズをつなぎ、プロジェクトを強力に牽引する「プロジェクトコーディネーター」を育成・配置
- 2018年度からの新たな開発戦略を検討

### 【普及の加速化】

#### 導入支援の進展と導入効果の実証・評価

- 約5000事業所に約50種類のロボットを導入済 (例) 見守り、移乗支援等のためのロボット
- 利用者の生活状況の把握を中心に効果実証

開発と普及の好循環

#### さらなる導入と活用の促進

- 実証結果を踏まえ、2018(平成30)年度介護報酬改定等での評価
- 導入経費の支援等



# 遠隔診療に関する診療報酬

## 医師と医師 (D to D)

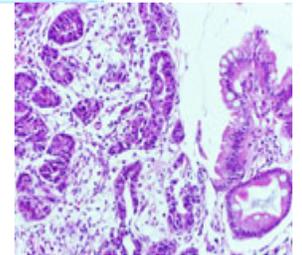
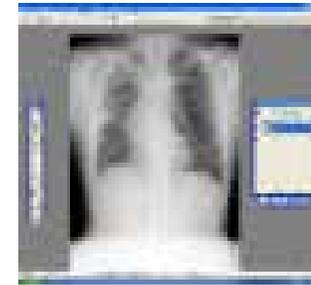
専門的な知識を持って遠隔的に画像診断を行うなど、患者に対する医療サービスが向上している場合は、診療報酬上の評価

- ・ **放射線画像を専門医のいる病院へ転送**

送信側保険医療機関において、撮影料、診断料及び画像診断管理加算を算定。受信側保険医療機関における診断料に係る費用は受信側、送信側の医療機関における相互の合議に委ねる。

- ・ **病理画像を病理医のいる病院へ転送**

送信側保険医療機関において、術中迅速病理組織標本作製及び病理診断料を算定。受信側保険医療機関における診断等に係る費用は受信側、送信側の医療機関における相互の合議に委ねる。



## 医師と患者 (D to P)

- ・ **電話等による再診**

電話、テレビ画像等を通じた再診については、患者の病状の変化に応じ療養について医師の指示を受ける必要の場合であって、当該患者又はその看護に当たっている者からの医学的な意見の求めに対し治療上必要な適切な指示をした場合に限り算定する。

- ・ **心臓ペースメーカー指導管理料(遠隔モニタリング加算)**

体内植込式心臓ペースメーカー等を使用している患者に対して、医師が遠隔モニタリングを用いて療養上必要な指導を行った際に算定する。

情報通信技術(ICT)を活用した医療連携や医療に関するデータの収集・利活用の推進

心臓ペースメーカー等の遠隔モニタリングの評価

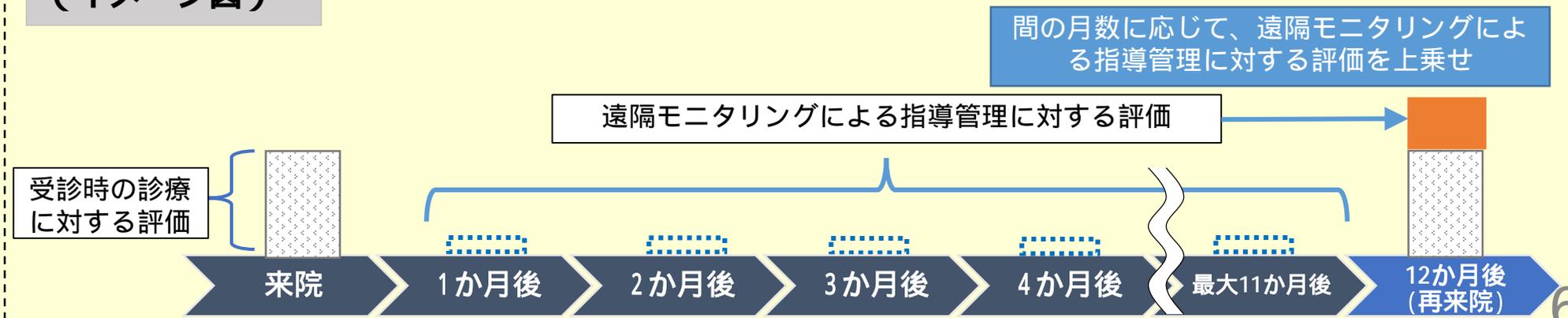
○ 遠隔モニタリングによる心臓ペースメーカー指導管理の評価について、医療機器の取扱いや新たなエビデンスに応じて評価を見直す。

現行	
心臓ペースメーカー指導管理料	
イ 遠隔モニタリングによる場合	550点
ロ 着用型自動除細動器による場合	360点
ハイ又はロ以外の場合	360点



改定後	
心臓ペースメーカー指導管理料	
<b>(削除)</b>	
イ 着用型自動除細動器による場合	360点
ロ イ以外の場合	360点
<p><b>注5</b> ロを算定する患者について、<u>前回受診月の翌月から今回受診月までの期間、遠隔モニタリングを用いて療養上必要な指導を行った場合は、遠隔モニタリング加算として、60点に当該期間の月数(当該指導を行った月に限り、11月を限度とする。)を乗じて得た点数を、所定点数に加算する。</u></p>	

(イメージ図)



# 遠隔診療推進に向けた取組

## 推進に向けた検討

総務省、厚生労働省両政務官の共同懇談会「クラウド時代の医療ICTの在り方に関する懇談会」において、遠隔診療の推進のための課題等について議論し、主に以下の課題が挙げられたところ。

- ・在宅医療における遠隔診療のニーズが高い一方で、**有用性等に関する臨床研究が不足している**
- ・遠隔での術中迅速病理診断等、**医療分野における8K技術(超高精細の映像)の活用可能性**がある一方、映像の伝送速度や色の再現性等、**医療現場で活用するための検証が必要**

## 推進の方向性

「クラウド時代の医療ICTの在り方に関する懇談会」での議論等を踏まえ、

- ・平成27年度から順次、**新たな診療手法の有効性や安全性エビデンスの収集**を積極的に行う。

【具体的な取組】 厚生労働科研を活用

訪問看護師への遠隔からの診療支援（平成27～28年度）

医師の包括的な指示を受けた訪問看護師が患者宅を訪れた際、患者の様態変化等により改めて医師の指示が必要となった場合に、遠隔から医師の具体的な指示を受け必要な処置を臨機応変に実施する。

遠隔モニタリングの推進（平成28～29年度）

在宅療養患者について、症状の変化を示す指標をモニタリングすることにより、早期に悪化兆候をとらえ、増悪する前に治療介入する。

- ・平成28年度以降、**総務省とともに8K技術(超高精細の映像)等の遠隔診療への活用に向けた検証**を行う。

【具体的な取組】

8K技術を医療現場で活用するための技術的課題や解決策等について、医療現場での実証を通じて検証する。

## ロードマップ

平成27年度

平成28年度

平成29年度

平成30年度

### 遠隔技術の普及

- ・設備整備補助事業
- ・従事者研修事業

遠隔設備整備事業による設備の普及  
病理診断、画像診断、在宅診療に必要な装置・設備への補助

遠隔診療従事者研修による人材の育成  
医療従事者等を対象に、制度、技術、実習等による研修を実施

遠隔診療の普及に有用な情報（好事例等）の発信  
厚生労働省のHP等を活用し情報発信

遠隔モニタリングの推進  
遠隔モニタリングの評価手法を構築するとともに、有効性・安全性にかかわるエビデンスの収集

臨床での実証・課題解決

産業振興等も  
伴いながら、  
医療現場への  
更なる普及を  
促す

ICT技術  
も活用した  
地域包括  
ケアの推進

更なる取組

クラウド懇談会

推進策等  
を検討

### 新たな評価

- ・在宅診療
- ・遠隔モニタリング

### 新たな技術

- ・8K(超高精細映像)

## 2 . 電子処方せんについて

# 電子処方せんの運用と普及推進

- 1 処方せんの電子化を可能とする規制緩和（省令改正） 平成28年3月施行
- 2 地域医療連携ネットワークなど、実施環境の整った地域で実働していく
- 3 電子版お薬手帳との連携、かかりつけ薬剤師・薬局の推進（電子処方せんの調剤結果をお薬手帳に取り込めるようにする。紙媒体の手帳と同等の機能を有する場合には、診療報酬上、同等に評価）

